

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 手数料一覧

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(法11条第1項又は法12条第2項)

R7.4.1版

区分 住宅		延べ面積 (㎡)	手数料
住宅 (共同住宅等を除く。)	標準計算	～200㎡以内	36,000円
		200㎡を超える～	40,000円
	仕様・計算併用法	～200㎡以内	27,000円
		200㎡を超える～	29,000円
共同住宅等	標準計算	～300㎡以内	72,000円
	仕様・計算併用法	～300㎡以内	53,000円
区分 非住宅		延べ面積 (㎡)	手数料
標準入力法 (省令第1条第1項第1号イ)	～300㎡以内	245,000円	
	300㎡超～500㎡以内	308,000円	
モデル建物法 (省令第1条第1項第1号ロ)	～300㎡以内	94,400円	
	300㎡超～500㎡以内	120,000円	
限定用途 (工場・倉庫等)	～300㎡以内	10,500円	
	300㎡超～500㎡以内	18,000円	

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (変更、軽微変更) (法13条)

区分 住宅		延べ面積 (㎡)	手数料
住宅 (共同住宅等を除く。)	標準計算	～200㎡以内	20,000円
		200㎡を超える～	23,000円
	仕様・計算併用法	～200㎡以内	16,000円
		200㎡を超える～	17,000円
共同住宅等	標準計算	～300㎡以内	41,000円
	仕様・計算併用法	～300㎡以内	32,000円
区分 非住宅		延べ面積 (㎡)	手数料
標準入力法 (省令第1条第1項第1号イ)	～300㎡以内	128,000円	
	300㎡超～500㎡以内	163,000円	
モデル建物法 (省令第1条第1項第1号ロ)	～300㎡以内	52,400円	
	300㎡超～500㎡以内	69,000円	
限定用途 (工場・倉庫等)	～300㎡以内	10,500円	
	300㎡超～500㎡以内	18,000円	

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(法29条第1項)

R7.4.1版

区分		延べ面積 (㎡)	手数料	評価機関審査を受けた場合
一戸建ての住宅又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る)	標準計算表	～200㎡以内	40,400円	6,900円
		200㎡を超える～	44,900円	6,900円
	仕様・計算併用法	～200㎡以内	28,000円	6,900円
		200㎡を超える～	31,000円	6,900円
	誘導仕様基準	～200㎡以内	21,200円	6,900円
		200㎡を超える～	22,600円	6,900円
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	標準計算表	戸数が2戸以上4戸以内	79,700円	12,200円
		戸数が5戸以上10戸以内	131,000円	24,200円
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分) 住宅部分の金額に加える	標準計算表	300㎡以内	79,700円	12,200円
		300㎡超～500㎡以内	131,000円	24,200円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	仕様・計算併用法	戸数が2戸以上4戸以内	55,000円	12,200円
		戸数が5戸以上10戸以内	91,000円	24,200円
共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外	仕様・計算併用法	～200㎡以内	55,000円	12,200円
		200㎡～300㎡以内	91,000円	24,200円
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	誘導仕様基準	戸数が2戸以上4戸以内	38,100円	12,200円
		戸数が5戸以上10戸以内	64,000円	24,200円
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分) 住宅部分の金額に加える	誘導仕様基準	300㎡以内	38,100円	12,200円
		300㎡超～500㎡以内	64,000円	24,200円
非住宅・複合建築物の非住宅部分	基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)	300㎡以内	258,000円	12,200円
		300㎡超～500㎡以内	417,000円	31,700円
非住宅・複合建築物の非住宅部分	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	100,000円	12,200円
		300㎡超～500㎡以内	166,000円	31,700円
複合建築物 全体	住宅の戸数が1戸のものに限る		ア及びオ	
	住宅の戸数が1戸のものを除く		イ及びオ、ウ及びオ又はエ及びフ	

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(法31条第1項)

R7.4.1版

区分			手数料	評価機関審査を受けた場合
	延べ面積 (㎡)			
工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき			1,000円	-
一戸建ての住宅又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものに限る)	標準計算表	～200㎡以内	23,700円	6,900円
		200㎡を超える～	26,000円	6,900円
	仕様・計算併用法	～200㎡以内	17,000円	6,900円
		200㎡を超える～	19,000円	6,900円
	誘導仕様基準	～200㎡以内	13,100円	6,900円
		200㎡を超える～	13,800円	6,900円
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	標準計算表	戸数が2戸以上4戸以内	46,000円	12,200円
		戸数が5戸以上10戸以内	78,000円	24,200円
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分) 住宅部分の金額に加える	標準計算表	300㎡以内	46,000円	12,200円
		300㎡超～500㎡以内	78,000円	24,200円
共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	仕様・計算併用法	戸数が2戸以上4戸以内	33,000円	12,200円
		戸数が5戸以上10戸以内	57,000円	24,200円
共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外	仕様・計算併用法	～200㎡以内	33,000円	12,200円
		200㎡～300㎡以内	57,000円	24,200円
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	誘導仕様基準	戸数が2戸以上4戸以内	23,000円	12,200円
		戸数が5戸以上10戸以内	42,000円	24,200円
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分) 住宅部分の金額に加える	誘導仕様基準	300㎡以内	23,000円	12,200円
		300㎡超～500㎡以下	42,000円	24,200円
非住宅・複合建築物の非住宅部分	基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)	300㎡以内	135,000円	12,200円
		300㎡超～500㎡以下	224,000円	31,700円
非住宅・複合建築物の非住宅部分	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	56,200円	12,200円
		300㎡超～500㎡以下	99,200円	31,700円
複合建築物 全体	住宅の戸数が1戸のものに限る		イ及びカ	
	住宅の戸数が1戸のものを除く		ウ及びカ、エ及びカ又はオ及びカ	